

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	西蒲区 (伏部、仁箇、安尻、東汰上、山島、西汰上、見帯、西中、羽黒、道上、打越、福島、桑山、西長島、河間、三ツ門、金池、石瀬、岩室、樋曾、栄、橋本、久保田、猿ヶ瀬、南谷内、北野、夏井、潟上、白鳥、横曽根、西船越、新谷、油島、高畑、高橋、富岡、津雲田、原、和納、真田、中島、下山、川崎、平野、鱸、槇島、矢島、押付、天竺堂、松崎、旗屋、六分、善光寺、新川、升潟、新田、大潟、浦村、大関、升岡、川西、与兵衛野、堀上、貝柄、三角野、井随、島方、三方、横戸、遠藤、卯八郎受、五之上、大原1、大原2、番屋、茨島、称名、今井、国見、大曽根、南、潟浦新、長場、高野宮上組、高野宮中組、高野宮下組、高野宮西組、六分、東門田、西門田、東船越、針ヶ曽根、姥島、真木、上町、下町、堀山、赤鋤、中郷屋、葉萱場、割前、羽田、潟頭、桜林、栄町、並岡、馬堀、河井、柿島、漆山、巻東町、竹野町、前田、布目、稲島、松郷屋、平沢、福井、峰岡、舟戸、上木島、下木島、鷺ノ木、松山、松野尾、新月、巻大原、角田浜、越前浜、下和納)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月26日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・西蒲区の基幹産業は農業で、稲作や果樹の「越王おけさ柿」、いちじく「越の雫」さらに、桃、梨、葡萄などの生産が盛んである。また、砂丘地帯を中心にした地域では多様な園芸作物の生産も盛んである。
・農業従事者の高齢化に伴い、離農者も多い状況にある。また引き受け手である中心経営体だけでは、労働力不足・機械設備などの老朽化や能力不足により、今以上の農地を引き受けられない状態である。担い手はいるが十分と言えない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市にふさわしい広大な優良農地などを活かし、高品質で多様な西蒲ブランドの生産物の供給拠点をを目指す。
・力強い農業生産基盤などの整備・保全とともに、生産から加工・販売までをてがける6次産業化の推進や農業者と消費者の交流を深める農業体験を推進し、農業の魅力を伝え、将来の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9,638.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8,680.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地における営農型太陽光発電事業の実施について、以下の農地を地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
以下、大字・地番を記載。
角田浜 3536番地
並岡 5362番地、5363番地、5364番地、5365番地、5366番地

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
伏部集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者を中心として担っていく。
仁箇集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者、農地所有適格法人を中心として担っていく。

安尻集落の水田利用は、担い手の集積意向を基に集落で畔抜きを行い、集落の中心経営体である認定農業者を中心として担っていく。
東汰上集落では、一部農地中間管理機構を通じて集積済みであるが、ほ場整備による団地化・汎用化を目指し、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業を担っていく。
山島集落は全農地を15年以上中間管理機構に預け入れ、担い手に集積し、平成30年度から農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組み、事業完了後は農地の大区画化・汎用化を契機に、地区内全域を対象とした法人を設立し、省力化、低コスト化により農業競争力の強化を図る。
西汰上集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行い、認定農業者を中心として集積・集約化し対応していく。
見帯集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行い、認定農業者を中心として集積・集約化し対応していく。
西中集落は、集落の中心経営体である認定農業者11経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。
羽黒集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として担っていく。
道上集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者を中心として担っていく。
打越集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として地区内の農業者で担っていく。
福島集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体であった集落営農組織を農地所有適格法人化し、この法人を中心として担っていく。
桑山集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業者で担っていく。
西長島集落は、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業者で担っていく。
升潟集落は、集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として農業者で担っていく。
河間集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として地区内の農業者で担っていく。
三ツ門集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として地区内の農業者で担っていく。
長場・高野宮上組・高野宮中組・高野宮下組・高野宮西組・西門田・六分・東門田・東船越集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として担っていく。
巻東町集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人が中心として担っていく。
馬堀集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。
河井集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。
針ヶ曾根集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人が中心となって担っていく。
大原1・大原2集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。
金池・石瀬・岩室・猿ヶ瀬・北野・夏井・高橋・原・和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。
白鳥集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。
樋曾・栄・橋本・久保田・南谷内・潟上・横曾根・西船越・新谷・油島・高畑・富岡・津雲田集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。
真田・下山・川崎・槇島・押付・松崎・旗屋・六分・新川・新田・大潟・浦村・升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。
平野集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。
中島・鱈・矢島・天竺堂・善光寺・大関集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。
井随・三方・横戸・番屋・茨島集落は、一部農地中間管理機構を通じて集積済みであるが、ほ場整備による団地化・汎用化を目指し、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業を担っていく。
称名・今井・国見南・大曾根・南集落は、主要な農地所有適格法人と既存の経営体も含め地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。
島方・遠藤・卯八郎受・五之上集落は、一部農地中間管理機構を通じて集積済みであるが、ほ場整備による団地化・汎用化を目指し、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業を担っていく。

潟浦新・姥島・真木集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 巻上町・巻下町・堀山・赤鎗・羽田・潟頭・栄町・柿島・漆山・竹野町・前田・布目・稲島・松郷屋・平沢・下木島・松山・越前浜・下和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 中郷屋・葉萱場・割前・桜林・並岡・福井・峰岡・舟戸・上木島・鷺ノ木・松野尾・新月・巻大原・角田浜集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 全区域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合に、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・水田の汎用化などの基盤整備を実施するとともに、担い手のニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を図るため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水、老朽化した農業水利施設等の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農者支援について、認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着する まで支援していく。 法人化支援については、既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化の支援、既存法人同士の 連携に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農業被害に対応するため捕獲器具の購入や罟猟免許取得等対策を行う。また、各猟友会への協力依頼を行う
- ⑧施設整備への支援について、担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した、農業用機械購入・施設整備の支援に取り組む。
- ⑩新規・特産化作物の導入方針として、米、麦等の土地利用型作物以外に、基盤整備地区を中心に収益性の高いたまねぎやえだまめ、いちじくなどの 園芸作物の生産に取り組む。